

第5回 宮城県障がい者ボッチャ大会 開催要綱

兼 第24回全国障害者スポーツ大会選手選考会

1 目的

スポーツを通じて体力の維持・増進を図り、明朗快活かつ積極的な性格と協調精神を養い、明るい生活の形成に寄与するとともに、県民・市民との交流により、障害者に対する深い理解と関心の高揚を期し、もって障害者の社会参加促進に資することを目的とする。

2 主催

宮城県 / 一般社団法人宮城県障害者スポーツ協会

3 共催

社会福祉法人宮城県障がい者福祉協会

4 後援

富谷市 / 山元町 / 公益財団法人宮城県スポーツ協会

5 協力

山元町教育委員会

6 競技主管

宮城県障害者スポーツ指導者協議会ボッチャ部会

7 大会期日・会場

地区	日時	会場
北部大会	2025年4月19日(土) 午前10時～午後4時	富谷スポーツセンター 富谷市一ノ関籬合山6番地8
南部大会	2025年4月26日(土) 午前10時～午後4時	山元町町民体育館 亶理郡山元町高瀬字合戦原100-1

【参加対象市町村】

原則として、各大会へ出場できる地域(市町村)は、以下のとおりとする。

< 北部大会 >

気仙沼・本吉地域(気仙沼市・南三陸町)、登米地域(登米市)、栗原地域(栗原市)
大崎地域(大崎市・加美町・色麻町・涌谷町・美里町)、石巻地域(石巻市・東松島市・女川町)
仙台地域(塩竈市・多賀城市・富谷市・利府町・松島町・七ヶ浜町・大郷町・大和町・大衡村)

< 南部大会 >

仙南地域(名取市・岩沼市・白石市・角田市・川崎町・村田町・大河原町・亶理町・山元町・丸森町・七ヶ宿町・蔵王町・柴田町)

8 出場資格

出場選手は、次の全ての条件を満たす者とする。

- 年齢が**2025年4月1日現在12歳以上の者**。
- 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者、又はその取得の対象に準ずる障害のある者で、**「別表_1 障害区分表」の障害区分に該当する肢体不自由者**。
- 2) 以外の障害を有する者、又はその取得の対象に準ずる障害のある者で大会主催者が認めた者。
- 申込時において仙台市を除く宮城県内の市町村に現住所を有する者。または、仙台市を除く宮城県内の市町村に所在する学校へ通学している者、および施設へ入所、通所する者。

9 選考会への出場制限

選考会へ出場できる競技は1競技とし、「別表_1 障害区分表」に定める障害区分に該当する選手は、他の選考会（陸上競技、水泳、卓球、アーチェリー、フライングディスク）への重複出場はできない。

（※ 「別表_1」に該当しない選手はオープン参加となるため、他の選考会へも出場できる。）

10 競技規則

2025年度に適用される全国障害者スポーツ大会競技規則（公益財団法人日本パラスポーツ協会制定）によるもののほか、本大会要項、競技要領、大会申し合わせ事項による。

11 競技方法

- 1) 競技は、競技スタイルごとのリーグ戦とし、試合は2エンドの個人戦とする。
- 2) プールは、男女の区別なく「立位」と「座位」の2区分とする。但し、申込状況により変更する場合がある。
- 3) 試合は、2エンドの総得点で勝敗を決める。2エンド終了時、同点の場合はタイブレイク（ファイナルショット制度）で勝敗を決める。
- 4) 試合球は、主催者が用意したボール、または、個人所有のボールを使用しても構わないものとする。

12 表彰

プールごと1位の者にメダルを授与する。

13 参加申し込み

出場申込票に必要事項を記入の上、**2025年3月22日（土）までに**、下記申込先まで、持参、郵送、またはFAXにて申し込むこと。なお、申込締切日以降の参加受付は一切行わない。

※出場申込書は協会ホームページ（<https://www.mpsa.jp/>）よりダウンロードできる。

<p>< 申込先 > 一般社団法人宮城県障害者スポーツ協会 〒983-0836 仙台市宮城野区幸町4-6-2 FAX: 022-257-1062 / e-mail: kensupo1988@poplar.ocn.ne.jp</p>

14 健康・安全管理

出場選手の健康・安全管理については、事前に医師の診断を受けるなど、各自において十分配慮すること。主催者側においては、大会時の傷害保険の加入と応急処置を行う以外については、一切責任を負わない。なお、競技中の負傷に対する保証は、大会において加入する保険の適用範囲内とする。不足の際は、各自において別途加入すること。

15 個人情報の取り扱い

- 1) 取得した個人情報は、参加受付・プログラム作成等の本大会の運営、成績の報道発表・公式ホームページ等への掲載、大会主催者からの資料送付・情報提供に使用する。また、大会出場中における映像・写真・記事・記録等への掲載権は主催者に属する。
- 2) 主催者が発行する広報媒体において、選手その他の参加者の映像、写真、競技記録及び名前等を掲載することがある他、テレビ・新聞等の報道機関関係者及び、主催者がパラスポーツの振興に資するものと認めて撮影等を許可した団体関係者が来場し、選手その他の参加者の映像、写真、競技記録及び名前等が広報媒体に掲載されることがある。参加者はこのことをあらかじめ了承のうえで参加するものとする。

16 全国障害者スポーツ大会派遣選手の選考及び派遣について

- 1) 本大会の記録は、下記全国大会の宮城県代表選手団の派遣候補選手選考の参考記録となる。ただし、全国障害者スポーツ大会開催基準要綱により、2025年4月1日現在、満13歳以上の選手であり、「別表_1 障害区分表」の障害区分に該当する肢体不自由者が選考の対象となる。
- 2) 候補選手は、別途開催される宮城県選手団選考委員会において決定される。なお、選考にあたっては、全国大会主催者（滋賀県）に指定された出場競技・選手数に基づき、選手団全体の障害別、性別、年齢、出場経験数等も考慮するものとする。

＜ 第24回全国障害者スポーツ大会 宮城県選手団派遣日程 ＞

2025年10月23日～28日（本大会 10月25日～27日） 於：滋賀県

※ 全国大会は宮城県からの派遣となる。

※ 選手選考・派遣に関する問合せ先 宮城県障害者社会参加推進センター

17 その他

- 1) 参加に係る費用は参加者負担とする。
- 2) 大会関係者（コーチ・アシスタント・選手等）は室内シューズを着用すること。但し、車いすはその限りではない。
- 3) 番号布（ゼッケン）は、大会当日に主催者が交付する。
- 4) マスクの着用は個人の判断に委ねる。なお、マスクを着用する際は必ず持参すること。
- 5) こまめな手洗い、アルコール等による手指の消毒を行うこと。
- 6) 介助者については、最小限の人数で実施すること。
- 7) 観覧席等の利用は必要最小限とし、着席する場合は間隔を空けて着席すること。
- 8) 不測の事態等による変更や中止の際は、宮城県障害者スポーツ協会ホームページへ掲載するほか、参加申し込みをされた団体・個人へも通知する。

【 注意事項：障害区分、スポーツアシスタント・ランプオペレーターについて 】

● ボッチャ競技の障害区分はすべて投球時の姿勢を基準とする。

(1) 車いす利用者・座位者

(ア) 四肢麻痺者・片麻痺者等、車いすまたは椅子座位で競技する選手

(イ) 投球はできるが、車いすの方向を変えたり、移動したりすることが機能的に困難な選手

(ウ) 投球することが困難で、ランプを使用して競技する選手。

(2) 立位者

立位で競技する選手。競技においては、日常的車いすを使用しているものでも、投球時に立っているかどうかで判断される。

● スポーツアシスタント

(1) 車いす使用者のうち、移動したり方向を変えたりすることが機能的に困難な選手（上記（イ）に該当する選手）には、1名のスポーツアシスタントが認められる。

(2) スポーツアシスタントは移動すること、方向を変えることに対して補助するものであって、選手の意思を離れて競技に介入することは許されない。

● ランプオペレーター

(1) ランプを使用する選手（上記（ウ）の選手）に対し、「ランプオペレーター」1名が認められる。

(2) ランプオペレーターは、選手の指示通りにランプを動かし選手をアシストするものであり、選手の意思を離れて競技に介入することは許されない。

(3) ランプオペレーターは、選手のスローイングボックス内に位置し、エンド中はプレイングエリアを見てはならない。

【別表_1 宮城県障がい者ボッチャ大会 障害区分表】

△：男女混合・年齢区分なし

	区分番号	障害区分	競技スタイル			
			立位	座位		
肢体不自由	I	切断・機能障害	1	・多肢切断 ・両下肢完全で立位 ・両上肢不完全および両下肢不完全	△	
	II	脳原性麻痺以外で車いす常用、使用	2	・第6頸髄まで残存		△
			3	・第7頸髄まで残存		△
			4	・第8頸髄まで残存		△
			5	・多肢切断		△
	III	脳原性麻痺（脳性麻痺、脳血管障害、脳外傷等）	6	・四肢麻痺で車いす常用または、使用		△
			7	・けって移動		△
			8	・片下肢で車いす常用、または使用		△
			9	・その他走不能	△	
	IV		10	・電動車いす常用		△

< ボッチャ障害区分解説 >

区分番号	障害区分	解説
●肢体I 切断・機能障害		
1	多肢切断 両下肢完全 両上肢不完全および両下肢不完全	・上肢・下肢の4肢のうち、3肢を切断し、義足等を使用して立位で競技する者。 ・脳原性麻痺以外で下肢の3大関節（股・膝・足関節）全てに機能障害があり、長下肢装具を使用して立位で競技する者。 ・「不完全」とは、上肢または下肢の3大関節（肩・肘・手関節または、股・膝・足関節）のうち、1または2関節に機能障害がある者。
●肢体II 脳原性麻痺以外で車いす常用、使用		
2	第6頸髄まで残存	・肩関節周囲の筋力はほぼ正常な四肢麻痺者（肘関節の屈曲と手関節の背屈は正常）
3	第7頸髄まで残存	・肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者（肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない）
4	第8頸髄まで残存	・肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者（把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない）
5	多肢切断	・上肢・下肢の4肢のうち、3肢を切断し、車いすやいすに座った姿勢で競技する者
●肢体III 脳原性麻痺（脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等）		
6	四肢麻痺で車いす常用または、使用	・脳原性麻痺により四肢に著しい可動域制限や協調性運動障害があるもので、両上下肢駆動による車いす使用者。
7	けって移動	・脳原性麻痺による両上肢障害が重度のため、両下肢または片下肢で車いすを駆動させるもの
8	片上下肢で車いす常用または、使用	・脳原性麻痺による片側傷害で、動かすことができる側の上肢と下肢で車いすを操作する者。
9	その他走不能	・脳原性麻痺による下肢障害で、杖や下肢装具の使用の有無に関わらず、走ることができない者。
●肢体IV		
10	電動車いす常用	・脳原性麻痺や脳原性麻痺以外の四肢麻痺者で、日常的に電動車いす（JIST9203）を使用している者。

※ ボッチャの障害区分は、すべて投球時の姿勢を基準とする。

※ 座位とは、車いす及び椅子に座った競技スタイルをいう。

※ 座位で競技する選手（区分2～8および10）の選手で、移動したり、方向を変えたりすることが機能的に困難な者に「スポーツ

アシスタント」を、ランプ使用者には「ランプオペレーター」が1名認められる。

- ※ 立位で競技する選手については、安全上の配慮から、投球時以外はボックス内に椅子を準備し、座位にて待機してもよい。
- ※ 脳原性麻痺で、四肢に可動域制限や協調運動障害がある者で上肢による車いす使用者はすべて四肢麻痺（区分6）として区分判定する。
- ※ 区分10は、四肢もしくは三肢体幹機能障害により電動車いすを常用している者を対象とする。
- ※ 上記区分に該当しない選手は、すべてオープン参加とする。